

静岡県告示第320号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のウの表株式会社静岡銀行松崎支店の項所在地の欄中「賀茂郡松崎町江奈182番地の3」を「賀茂郡松崎町江奈226番地の1」に改める。

2の(3)のアの表静岡県信用農業協同組合連合会の項所属の公金収納店の欄中静岡県信用農業協同組合連合会沼津支店を削る。

2の(3)のエの表株式会社静岡中央銀行平塚支店の項所在地の欄中「神奈川県平塚市横内3236番地の1」を「平塚市横内2291番地」に改め、静岡県信用農業協同組合連合会沼津支店の項を削る。

附 則

この告示は、平成29年4月17日から施行する。ただし、静岡県信用農業協同組合連合会沼津支店に係る改正部分は平成29年5月12日から施行する。